



知的財産のしおり



2010年 1月 策定

宮崎大学 研究・産学地域連携推進機構
知的財産・研究リスクマネジメント部門

本学における価値ある知的財産の創出を増加させ、それら知的財産を広く社会に還元し、国民の福祉向上と経済社会の発展を図ることにより、本学の地域社会貢献を促進することを目的としています。

知的財産

本学の教職員の知恵と工夫、そして努力の結果生み出された知的創作物のうち、財産としての価値を持つものです。

◆発明等

発明、考案、創作、育成、案出、プログラム著作物

◆研究成果有体物

試薬、材料、試料（微生物株、細胞株、ウイルス株、核酸、タンパク質等）、実験動物、試作品、モデル品、実験装置、研究成果情報を記録した媒体

知的財産権の機関帰属

本学が費用その他の支援をして行う研究等又は本学が管理する施設設備を利用して行う研究等に基づき教職員等が行った発明及び研究成果としての有体物については、原則として本学に帰属します。

知的財産の権利化の必要性

研究成果をいかに社会に役立たせるかが重要であり、研究成果を知的財産権として権利化し、産業界で利用しやすくすることが必要です。

知的財産の権利化の必要性(特許と論文の違い)

論文も特許も、新たな技術を公開する点では同じですが、技術の実用化を図る観点からは大きな違いがあります。

特許にした場合

- 新たな技術を独占的に使用することができます（他人の模倣を許しません）
 - このことは、実用化への大きな駆動力となります
- ↓
- 実用化に向け、技術の改善が期待されます
 - 技術、産業の発達に寄与し、社会貢献が果たせます
 - 成果の対価が得られます

特許にしなかった場合

- 新たな技術は、公表された時点で社会全体の知識となり、誰でも使用することができます
 - 技術開発・実用化に成功しても、すぐにその開発成果を模倣されるので、実用化への意欲が低下します
- ↓
- 実用化への期待は小さくなります
 - 技術、産業の発達の寄与度は小さくなります
 - 成果の対価は得られません

●特許出願のメリット

○ 研究の幅の広がり

社会の技術ニーズを織り込んだ研究は、特許としての活用が効果的です。また、特許情報は研究の方向性を検討する材料にもなります。

○ 競争的資金の獲得

JSTやNEDO等の競争的資金には、実用化を目指すものが多くあります。特許出願をすることで、研究論文にプラスしたアピールとなり、競争的資金の獲得に有利となる面があります。

○ 研究成果の発表機会の拡大、企業との連携機会との拡大

「新技術説明会」等で、研究成果を発表する機会が増えます。このような発表会は、企業等のニーズとのマッチングの機会ですので、これらを通じて、企業との共同研究等に発展することが期待されます。

○ 実用化の推進 ～ 大学発ベンチャーの起業

研究開発型ベンチャーにとって、特許権は大きな経営資源です。

○ 発明者への補償

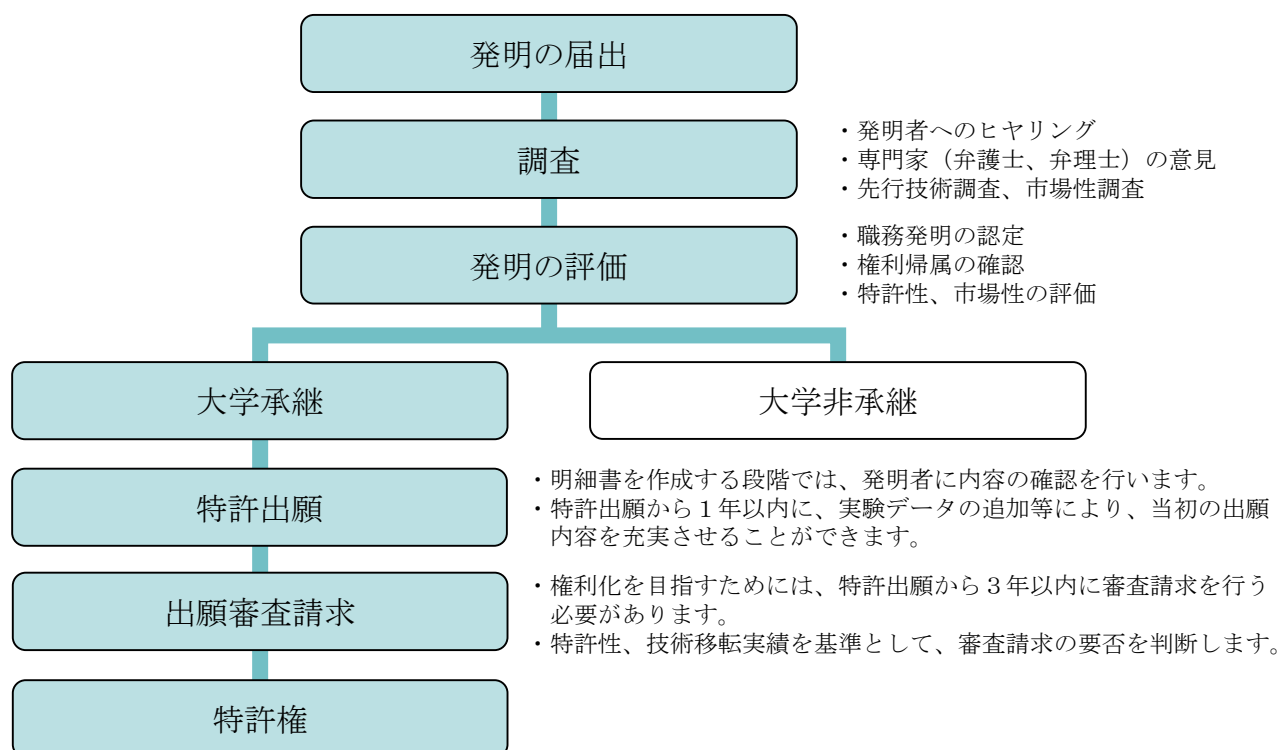
ライセンス収入等があったときには、発明者への補償が行われます。

●発明等の届出

教職員等は、発明等を行ったときは、速やかに発明等届出書により、産学連携センター知的財産部門に届け出て下さい。様式は、産学連携センター・知的財産部門のホームページよりダウンロード可能です。

論文や学会等で発表の予定があるときには、少なくとも発表の1ヶ月前までに届け出て下さい。

特許出願に関する手続き



●技術移転活動

本学では発明を利用した製品の製造や販売等の事業を行いませんので、本学で生み出された技術は企業等で活用してもらい、知識や技術を社会に還元することとなります。本学では技術移転活動を、(株)みやざきTLO等の機関と連携して行っています。

また本学では、大学の基盤技術を実用化に繋げるために、本学の知的財産をベースとした共同研究も積極的に推進しています。

●発明者への補償

本学は、発明を承継して特許出願をしたとき、及び特許権が成立したときに、発明者に出願補償金、登録補償金を支払います。また、ライセンス等により収入を得たときには、発明者に相応の実施補償金を支払います。

これらの補償金は、発明者の異動や退職の後にも支払われます。

●研究ノートの使用

発明者、発明の日を明確にし、発明に関する争いや研究活動における不正防止のため、研究ノートの使用を推奨します。

●研究ライセンス

●リサーチツール特許ライセンス

本学で創出された知的財産を社会に還元するにあたっては、大学としての公共性を自覚し、知的財産の保護と利用のバランスを適切に保つ必要があります。本学では、知的財産権を円滑に使用した自由な研究活動の推進及びイノベーション創出に向けたガイドラインを策定しています。

◆研究ライセンス

研究ライセンスとは、非営利目的の研究のために本学の知的財産権(政府資金を原資として得られた研究成果に基づくものに限る)の非排他的な実施許諾をすることを言います。

本学では、研究自由度の確保と学術振興の重要性を認識し、他大学等から研究ライセンスの求めがあった場合には、原則としてその求めに応じることにしています。

◆リサーチツール特許ライセンス

リサーチツール特許とは、ライフサイエンス分野及びその他の分野において、研究を行うための道具として使用される物又は方法に関する特許をいいます。代表的なものに、実験用動植物、細胞株、単クローン抗体、スクリーニング方法などがあります。

本学のリサーチツール特許について、他の大学等や企業等から研究段階でのリサーチツール特許のライセンスを求められた場合には、本学の研究や大学発ベンチャーを通じての事業化等で支障がある場合を除き、その求めに応じてライセンス供与等を行います。

◆本学が研究ライセンス、リサーチツール特許ライセンスを受けるとき

本学がこれらのライセンス供与を受けるときには、ライセンスの範囲や条件等を遵守しなければなりません。

研究成果有体物も本学の貴重な知的財産です。研究成果有体物を提供するとき、又は提供を受けるときには、研究成果の取扱い等に関する取り決め（MTA、Material Transfer Agreement）を締結します。

◆研究成果有体物の届出

教職員等は、研究成果有体物を外部機関に提供しようとするときは、提供が有償・無償にかかわらず、「研究成果有体物の届出書」により、届け出て下さい。

◆研究成果有体物の提供

- (1) 提供先から、「成果有体物の提供申込書」を受けます。
 - ※ 記入者は研究者個人でも可です。
 - ※ なおこれに代えて、「研究開発成果としての有体物譲与契約書」の様式に、必要事項を記入することもできます。
- (2) 提供者（本学教職員等）は、提供対象の研究成果有体物について、「成果有体物の届出書」を記入して下さい。
 - ※ その研究成果有体物についての届出書を以前に提出したことがあるときには、あらためての提出は不要です。
- (3) 提供者（本学教職員等）は、上記(1)の「成果有体物の提供申込書」と(2)「成果有体物の届出書」を、所属学部事務（会計係）に提出して下さい。
 - ※ 所属学部より産学連携センターに転送されます。
- (4) 産学連携センターで「研究開発成果としての有体物譲与契約書」を準備し、提供先との間で契約を進めます。
 - ※ 海外機関とのMTAについては、(1)の「成果有体物の提供申込書」の書類はありません。“Material Transfer Agreement” に必要事項を記入して下さい。
 - ※ 研究成果有体物の有償提供により収入を得たときには、教職員等が所属する研究室等に相応の研究費を配分します。

◆研究成果有体物の提供を受けるとき

MTAの手続きは所属学部事務にて行います。必要書類は、所属学部事務に提出して下さい。

- ※ 提供する又は提供をうける研究成果有体物が、遺伝子組換え生物等に該当する場合には、カルタヘナ法関連の手続き、学内での遺伝子組換え実験に関する手続きが更に必要となります。

本学の共同研究において、学生（大学院生、学部学生）が参加するケースがあります。

共同研究は技術の実用化等の一定の目的を持つ研究ですから、その性格上、大学に一定の成果が求められます。共同研究契約では、その成果目標達成に必要な事項について大学と企業等との約束を定めるものであり、研究成果の取扱いや秘密保持等についての制約が生じます。

ところで、学生の携わる研究には教育としての側面もありますし、学生は卒業（修了）後に社会での活躍が期待されています。従って、共同研究に参加する学生に対しては、守秘義務等の制約により、過剰に負担をかけることや不利益を被ることのないよう配慮する必要があります。

◆共同研究への参加

雇用関係（アルバイト）をもって参加するときには、その雇用契約で、研究成果の取扱いや秘密保持等について定められていれば、その契約に従うことになります。

雇用関係がなく参加するときには、事前に共同研究に参加することのメリット・デメリットを説明し、学生の意思を確認した上で参加させることが望ましいと言えます。

◆知的財産権の帰属

学生が真の創作者として知的財産が生じたときは、原則として、学生の権利はその学生に帰属し、取扱いも学生に委ねられます。これは、共同研究に限らず、通常の研究活動の場合でも同じです。

しかし通常の場合、学生は指導教員の指導のもと、いわば補助者として研究に携わるケースが多いので、その成果として創作される知的財産についての権利は、学生と研究者（学内教職員、企業研究者）と共有することが想定されます。

これまでのケースでは、本学が学生から権利の任意譲渡を受け、企業との共同出願を行っています。学生に対しては、本学教職員と同等の金銭補償を行います。（この補償は、卒業（修了）後にも継続して行います。）

◆守秘義務

共同研究の実施にあたり、企業等から提供される情報、共同研究の成果、知的財産等多くの情報についての管理を厳格にしなければなりません。これは、共同研究に参加する学生についても、当然に要請されることです。

一方、学生に過度の守秘義務を負わせることは、就職活動や卒業後の活動を制約することにも繋がりがねません。

そこで、守秘義務に対する学生の負担を軽減するために、まずは、秘密とすべき情報を学生に過度に提供しないよう配慮することが有効です。つまり、学生が接する情報を必要最低限に止めるとともに、学生の研究成果等のうち秘密とすべき情報の範囲を正しく理解させることが、学生の負担軽減につながるでしょう。

また、卒業論文（修士論文）テーマと共同研究テーマが関連する場合、その論文発表内容については事前に共同研究企業の了解を取り、必要であれば論文発表会を非公開形式で行うなどの措置も検討して下さい。

我が国では、国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な物・技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出等を管理する措置をとらなければなりません。

大学では、様々な先端技術を保有すると同時に、多くの外国人研究者、留学生等との頻繁な交流がありますので、安全保障貿易管理制度の概要と合わせて、注意すべき点を記します。

◆安全保障貿易管理制度の概要

規制対象となる貨物（物）又は役務（技術）を、輸出又は技術取引する場合には、事前に許可を取得する必要があります。

- 物 : 機械、部品、原材料など
- 技術 : 物の設計、製造、使用に関する技術（ソフトウェアも含む）

例外として、公知の技術を提供する又は技術を公知とするための技術提供、基礎科学分野の研究活動等には許可申請を要しないことになっています。

各種規制は関係法令で定められています。詳細は、経済産業省の安全保障貿易管理のホームページをご覧ください。（<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>）

表：規制対象の概略

	リスト規制	大量破壊兵器キャッチオール規制	通常兵器補完的輸出規制
	(※ 武器技術、原子力技術等だけでなく、先端材料やエレクトロニクス技術等も含まれるものがあります)	(※ リスト規制に該当しない全品目です。特に注意を要する物として、化学・生物関係の装置等があります。)	(※ リスト規制に該当しない全品目です。)
規制対象	・武器 ・兵器開発に用いられるおそれの高いもの	・リスト規制以外で、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれのあるもの	・通常兵器の開発製造又は使用に用いられるおそれのあるもの
規制対象地域等	・全地域向けが対象	・ホワイト国を除く全地域向けが対象 (※ ホワイト国とは、アメリカ、カナダ、EU諸国等の輸出管理を厳格に実施している国をいう。)	・国連武器禁輸国向けが対象 ※ 特定の品目については、ホワイト国を除く全地域向けが対象

◆注意すべき点

- (1) 研究開発プロジェクトに外国人が参加する、又は外国での研究開発プロジェクトに参加するとき
 - ・製品化を念頭においた研究開発プロジェクトへの参加は、「基礎科学分野の研究活動」には当たらないと判断されますので、許可取得の対象となり得る場合があります。
- (2) 研修生、留学生を受け入れるとき
 - ・来日6ヶ月未満の留学生等の「非居住者」が法の規制技術へアクセスする際は、許可が必要です。
 - ・留学生等の受け入れの際は、出身母体や帰国後の就職先も考慮し、配属先を工夫するなどの対応をして下さい。
- (3) 情報の管理
 - ・機微情報については、情報へのアクセスを管理して下さい。

関連規定

知的財産関連規定

- 国立大学法人宮崎大学 知的財産ポリシー
- 宮崎大学職務発明等規程
- 宮崎大学における成果有体物に係る取扱規程
- 宮崎大学研究ライセンス及びリサーチツール特許ライセンスに関するガイドライン

※発明等届出書、成果有体物の届出書、成果有体物の提供申込書等の書類様式は、研究・産学地域連携推進機構 知的財産・研究リスクマネジメント部門のホームページからダウンロード可能です。

知的財産関連規定

- ◎宮崎大学共同研究取扱規程
- ◎国立大学法人宮崎大学利益相反マネジメントポリシー
- ◎国立大学法人宮崎大学利益相反マネジメント規程

上記の各規定は、宮崎大学学内専用ページから閲覧することができます。

お問い合わせ先

宮崎大学 研究・産学地域連携推進機構 知的財産・研究リスクマネジメント部門

宮崎市学園木花台西 1 丁目 1 番地

Tel : 0985-58-7592

E-mail : chizai-s@of.miyazaki-u.ac.jp

URL : <https://www.miyazaki-u.ac.jp/kscrs/risk-management/>